

若手優秀技術者表彰事務取扱要領

令和3年3月10日制 定

(目的)

第1条 この要領は、広島県土木建築局が発注する建設工事において、優れた成績を修めた県内の優秀な若手技術者を表彰するための事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「工事」とは、県の発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この要領において「県内業者」とは、建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所（営業所を総括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。）を県内に有する者をいう。

3 この要領において「若手」とは、従事開始日時時点で40歳以下の者をいう。

(表彰対象工事)

第3条 前年度に県内業者が施工し、引渡しを受けた最終契約額500万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以上の土木一式工事（土木建築局発注工事に限る）で選考基準に定める点数以上の成績評定点が付された工事とする。

(被表彰候補者の選考基準)

第4条 前条に規定する表彰対象工事を施工した者のうち、工事の監理のため、原則として工事の全期間にわたって配置されていた監理技術者又は主任技術者のうち、次に定める基準をそれぞれ満たす者を被表彰候補者の選考対象とする。

(1) 工事成績評定点80点以上

(2) 表彰対象工事において、建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）別表1，6(1)，6(2)，8(1)及び8(3)に該当するとして受注者が指名除外措置された工事の監理技術者又は主任技術者でないこと

(3) 表彰年度において、優良建設工事等表彰事務取扱要領（平成24年5月10日制定）に定める被表彰者として選定されていないこと。

(4) 被表彰候補者の選考を行うことが著しく不適當でないこと。

(被表彰候補者の公募)

第5条 県は、第3条で規定する表彰対象工事を施工した者のうち、第4条で規定する選

考基準を満たす者を公募し、申請のあった者を対象に被表彰候補者を選考するものとする。

2 被表彰候補者の公募は、「広島県の調達情報」ホームページに掲載し、周知するものとする。

（被表彰候補者の選考）

第6条 被表彰候補者の選考は、土木建築局表彰事務取扱要領（平成25年4月1日施行）に定める、土木建築局表彰選考委員会において行う。

（被表彰者の決定）

第7条 知事は、前条による選考委員会の審議結果を参考にして、被表彰者を決定する。

（被表彰者への通知）

第8条 知事は、前条により決定した被表彰者に対し、別紙1により通知する。

（表彰の方法）

第9条 表彰は、知事が行うものとし、土木建築局長が被表彰者に表彰状を授与して行う。

（被表彰者の公表及び通知）

第10条 知事は、被表彰者を別紙2により公表を行うとともに、別紙3により関係課長及び関係機関の長へ、通知する。

（表彰の取り消し）

第11条 知事は、表彰を決定した後、次のいずれかの事実が判明した場合には、若手技術者表彰選考委員会の審議を経て、表彰を取り消すものとする。

（1）表彰の対象となった工事の成績評定点が80点未満である場合

（2）被表彰者が第4条に定める基準を満たさない場合

2 知事は、前号の規定により表彰を取り消した場合は、被表彰者に対して通知するとともに、別紙4により関係課長及び関係機関の長へ、通知する。

（その他）

第12条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙 1)

令和 年 月 日

技術者氏名 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10-52
建設産業課

若手優秀技術者被表彰者決定通知書

次のとおり被表彰者となりましたので通知します。

表彰対象工事						
発注機関名	工事名	工事場所	技術者氏名	業種	最終 契約金額	工事 成績評定 点

(別紙3)

令和 年 月 日

関係課長様
関係機関の長様

土木建築局建設産業課長

若手優秀技術者の表彰について（通知）

このことについて、別紙のとおり表彰が行われましたので、若手優秀技術者表彰事務取扱要領第10条の規定に基づき、通知します。

※別紙2を添付

(別紙4)

令和 年 月 日

関係課長様
関係機関の長様

土木建築局建設産業課長

若手優秀技術者の表彰について（通知）

このことについて、別紙のとおり表彰を取り消しましたので、若手優秀技術者表彰事務取扱要領第11条の規定に基づき、通知します。

※別紙2を添付